

岐阜県地域防災計画【原子力災害対策計画】

(モニタリング関係部分抜粋)

第 2 章 原子力災害事前対策

第 9 節 緊急時モニタリング体制の整備

県は、緊急時における原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に関する観点から、平常時からモニタリングポスト測定データを収集し、緊急時における対策のための基礎データとするとともに、年間を通じてホームページで公開する。

緊急時における初動時の環境放射線量等のモニタリングについては、県全域をくまなく速やかにモニタリングし、放射性物質による影響の全体像をつかむ第一段階モニタリングと、その結果を踏まえ、避難等の防護措置の要否の境界線となる地域において重点的なモニタリングを行う第二段階モニタリングで構成する。

国により緊急時モニタリング実施計画が策定された以降は、国の統括の下設置される緊急時モニタリングセンターの指揮のもと、関係機関と緊密に連携し、緊急時モニタリングを実施するほか、これに支障のない範囲で必要に応じ県独自のモニタリングを実施する。

これらを踏まえた緊急時モニタリングの実施方法、設備及び機器の配備等をあらかじめ定め、県全域における緊急時モニタリング体制を整備する。

1 緊急時モニタリング計画等の作成

県は、指針及びシミュレーション結果等に基づき、緊急時モニタリングの実施方法、設備及び機器の配備、要員の確保、関係機関との連携体制等を「緊急時モニタリング計画」並びにその詳細を記すマニュアルで定める。

2 モニタリング設備・機器の整備・維持

県は、緊急時における周辺環境への放射性物質又は放射線による影響を把握し、県の農林畜水産物、地場産品の流通確保を図るため、県全域を対象としてモニタリングポスト、サーベイメータ等の可搬型放射線測定器といった環境放射線モニタリング設備・機器、及びゲルマニウム半導体検出器、ガンマーカウンター、簡易スペクトロメータといった環境試料（水道水、農林畜水産物）中の放射性物質濃度を測定する設備・機器を整備・維持し、その操作の習熟に努めるものとする。

環境放射線モニタリング設備・機器の配備に当たっては、シミュレーション結果及び県固有の地理的条件を踏まえ、県全域を対象とした配備に加え、UPZ及び対策強化地域へ重点配備を行い、これら地域でのモニタリング体制を強化する。

3 要員の確保

県は、施設敷地緊急事態に該当する事象が発生した旨の通報後に行う緊急時モニタリングを迅速かつ円滑に実施するために必要な要員及びその役割等をあらかじめ定めておくものとする。

4 関係機関との連携の強化

県は、国、市町村、原子力事業者及びその他関係機関と、定期的な連絡会、訓練及び研修を通じて、モニタリングに関して平常時から緊密な連携を図るとともに、測定技術の向上に努める。

5 緊急時迅速環境放射能線影響予測ネットワークシステムの整備・維持

県は、国と連携し、平常時から緊急時迅速環境放射能影響予測ネットワークシステム（以下「SPEEDI」という。）と、環境放射線テレメータシステムとを接続するなど情報伝達のネットワークの整備・維持に努めるものとする。

第3章 緊急事態応急対策

第1節 通報連絡、情報収集活動

1 施設敷地緊急事態等発生情報等の通報・連絡

(4) 県のモニタリングポストで施設敷地緊急事態に該当する事象発生の通報を行うべき数値（毎時5 μ Sv）の検出を発見した場合

ア 県から原子力防災専門官への連絡

県は、通報がない状態において県が設置しているモニタリングポストにより、施設敷地緊急事態に該当する事象発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合は、直ちに国の原子力防災専門官に連絡するとともに、必要に応じ原子力事業者を確認を行うものとする。

イ 原子力防災専門官による状況確認の指示

連絡を受けた国の原子力防災専門官は、直ちに現地の原子力保安検査官と連携を図りつつ、原子力事業者に施設の状況確認を行うよう指示することとされており、県はその結果について速やかに連絡を受けるものとする。

第2節 活動体制の確立

県は、原子力災害に対応するため、災害対策本部等を設置し、活動体制を確立する。

1 県の活動体制

(1) 各体制の設置基準、配備体制

県は、次表の中列の設置基準により、原子力災害警戒体制、原子力災害警戒本部体制、災害対策本部体制をとり、右列の配備体制をとる。

体制	設置基準	配備体制
原子力災害警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> 県内において核燃料物質等の事業所外運搬中の事故発生の通報があったとき 原子力事業所において警戒事態に該当する事象（該当する自然災害を含む）※1が発生した旨の通報があったとき 	危機管理部 必要な要員数 広報課 1名 情報企画課 1名 環境管理課 2名 医療整備課 2名 保健医療課 2名 薬務水道課 2名
	※1：警戒事態に該当する事象 その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある事象 <ul style="list-style-type: none"> 福井県における震度6弱以上の地震 福井県における大津波警報の発令 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないとき 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下したとき 等	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">原子力災害警戒本部体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県内において核燃料物質等の事業所外運搬中における特定事象（原災法第10条第1項に規定する事象）が発生した旨の通報があったとき ・原子力事業所において施設敷地緊急事態に該当する事象^{※2}が発生した旨の通報があったとき ・知事が必要と認めたとき <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※2：施設敷地緊急事態に該当する事象</p> <p>原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生したとき ・原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失したとき ・全交流電源の喪失 ・使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないとき </div> <p style="text-align: right;">等</p>	<p>全庁体制</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>原子力災害警戒本部設置</p> </div> <p>本部長：知事 副本部長：副知事 本部員 本部要員</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">災害対策本部体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県の地域の一部が原災法第15条第2項に規定される原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき ・県の地域の一部が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域とならない場合であっても、原子力事業所において全面緊急事態に該当する事象^{※3}が発生した旨の通報があったとき ・知事が必要と認めたとき <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※3：全面緊急事態に該当する事象</p> <p>原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性の高い事象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止させることができないとき ・原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合又は蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないとき ・全ての非常用直流電源の喪失 ・使用済燃料貯蔵槽の水位が、照射済燃料集合体の頂部から上方2mの水位まで低下したとき ・原子力事業所の区域の境界付近において毎時5μSv以上の放射線量が検出されたとき </div> <p style="text-align: right;">等</p>	<p>全庁体制</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>災害対策本部設置</p> </div> <p>本部長：知事 副本部長：副知事 本部員 本部要員</p>

(2) 情報収集事態発生時の情報収集体制の強化

県は、原子力事業所において情報収集事態が発生した旨の通報があった場合には、職員を参集させ、情報収集・集約・伝達及び関係課・関係機関との連絡調整を行うとともに、事態の推移に応じて原子力災害警戒体制に移行できるようにする。

(3) 原子力災害警戒体制

県は、原子力事業所において警戒事態に該当する事象が発生した旨の通報があった場合等、前記(1)の設置基準に該当する場合には、下表にある関係課職員で構成する災害情報集約センターを設置し、情報収集及び関係機関との連絡調整を行うとともに、事態の推移に応じて原子力災害警戒本部体制に移行できる体制（原子力災害警戒体制）をとる。

ア 災害情報集約センターの設置

災害情報集約センターを構成する所属及び要員数は、下表のとおりとする。

原子力災害警戒体制	危機管理部 原子力防災室、 危機管理政策課、 防災課、消防課 (必要な要員数)		<ul style="list-style-type: none"> ・災害(事故)状況、対策措置等の情報収集・集約、県幹部への報告 ・国、近県、市町村、防災関係機関、原子力防災対策専門委員(アドバイザー)との連絡調整 ・災害情報集約センターの統括
	広報課	1名	・広報活動に関すること
	情報企画課	1名	・ホームページによる情報提供に関すること
	環境管理課	2名	・環境放射線モニタリングに関すること
	医療整備課	2名	・医療機関及び関係団体との情報収集・伝達・連携に関すること
	保健医療課	2名	・健康相談の問い合わせに関すること
	薬務水道課	2名	・安定ヨウ素剤及び水道水モニタリングに係る情報収集、伝達、連携に関すること

イ 原子力災害警戒体制の廃止

原子力災害警戒体制の廃止は、以下の基準によるものとする。

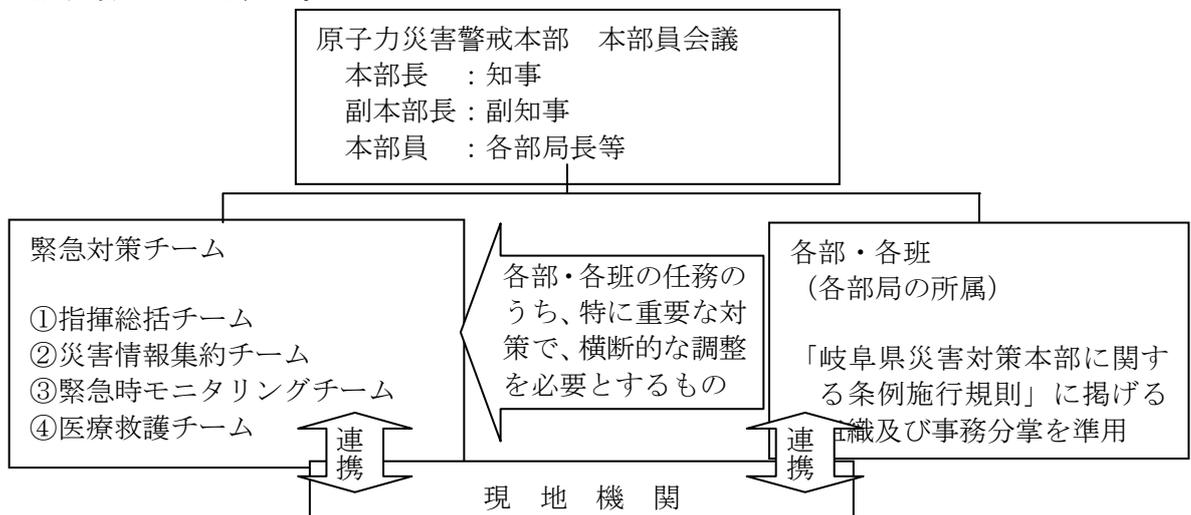
- ①発電所の状況に鑑み、施設敷地緊急事態に至るおそれなくなり、国や原子力事業所所在県においても原子力災害警戒体制を解除することとなったとき
- ②原子力災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき

(4) 原子力災害警戒本部体制

県は、原子力事業所における施設敷地緊急事態に該当する事象が発生した旨の通報があった場合等、前記(1)の設置基準に該当する場合には、知事を本部長とする原子力災害警戒本部を設置し、速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制、緊急時モニタリング体制の確立等、必要な体制をとるとともに、国、市町村、原子力事業者、その他防災関係機関と密接な連携を図る。

ア 組織

原子力災害警戒本部の組織、事務分掌については、岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則に掲げる組織及び事務分掌を準用するものとし、緊急対策チームとして、指揮総括チーム、災害情報集約チーム、緊急時モニタリングチーム、医療救護チームを置く。



イ 緊急対策チームの事務分掌等

原子力災害警戒本部に設置される緊急対策チームの事務分掌、構成班については、下表のとおりとする。(太字は主管班)

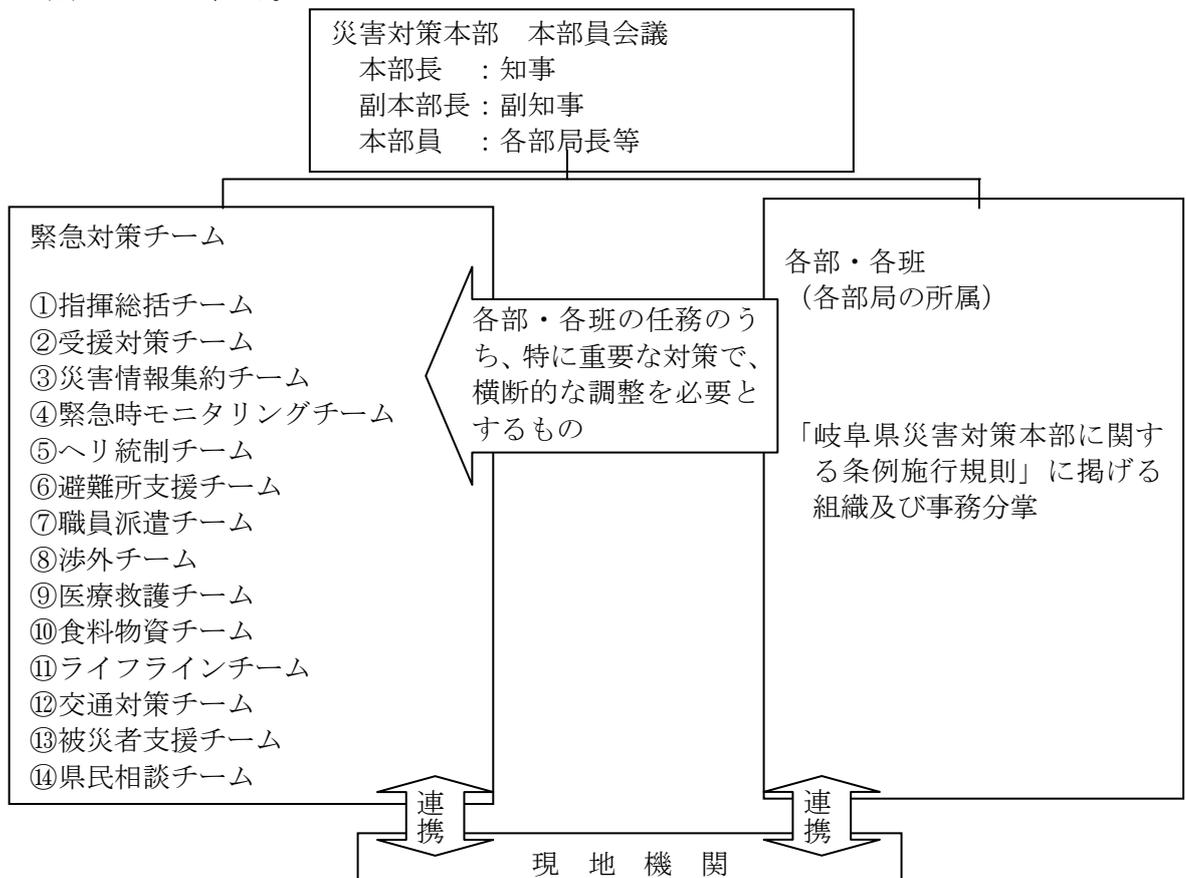
緊急対策チーム名	リーダー、副リーダー	事務分掌	構成班
③ 緊急時モニタリングチーム	リーダー 環境生活部長 副リーダー 環境生活部次長	緊急時モニタリングに関すること ・空間放射線量モニタリングに関すること ・環境試料(水道水、農林畜水産物)のモニタリング(その準備段階の連絡調整を含む)に関すること ・モニタリング結果を踏まえ、SPEEDI計算結果等を参考としたモニタリング重点区域の見直しに関すること	環境管理班 危機管理部 各班 生活衛生班 薬務水道班 農政班 森林整備班 水道企業班

(5) 災害対策本部体制

県は、原子力事業所において全面緊急事態に該当する事象が発生した旨の通報があった場合等、前記(1)の設置基準に該当する場合には、知事を本部長とする災害対策本部を設置するとともに、国、市町村、原子力事業者、その他防災関係機関と密接な連携を図りつつ、緊急時応急対策を講じる。

ア 組織

原子力災害対策本部の組織、事務分掌については、岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則に掲げる組織及び事務分掌によるものとし、同規則に掲げる緊急対策チームを置く。



イ 緊急対策チームの事務分掌等

災害対策本部に設置される緊急対策チームの事務分掌、構成班については、下表のとおりとする。(太字は主管班)

緊急対策チーム名	リーダー、副リーダー	事務分掌	構成班
④ 緊急時モニタリングチーム	リーダー 環境生活部長 副リーダー 環境生活部次長	緊急時モニタリングに関すること ・空間放射線量モニタリングに関すること ・モニタリング結果を踏まえ、SPEED I 計算結果等を参考としたモニタリング重点区域の見直しに関すること ・環境試料(水道水、農林畜水産物)のモニタリングの連携に関すること	環境管理班 危機管理部各班 生活衛生班 薬務水道班 農政班 森林整備班 水道企業班

第4節 緊急時モニタリング活動

県は、屋内退避や避難、飲食物の摂取制限等、各種防護対策に必要な情報を的確に提供し、住民の安全確保を図るため、緊急時モニタリング体制を確立し、別に定める「緊急時モニタリング計画」並びにその詳細を記したマニュアルに基づき、空間放射線量、大気中放射性ヨウ素濃度並びに水道水、葉菜等の環境試料の測定(以下「緊急時モニタリング」という。)を実施する。

また、その実施に当たっては、放射性物質の放出情報、気象情報、シミュレーション結果及びSPEED Iの計算結果等を参考にするとともに、国等と緊急時モニタリングデータを共有する。

なお、国により緊急時モニタリング実施計画が策定された以降は、国の統括の下設置された緊急時モニタリングセンターの指揮のもと、関係機関と緊密に連携し、緊急時モニタリングを実施するほか、これに支障のない範囲で必要に応じ県独自のモニタリングを実施する。

1 緊急時モニタリングの体制

県は、原子力災害警戒本部又は災害対策本部を設置した場合は、直ちにこれら本部内に緊急時モニタリングチームを設置し、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制を確立し、緊急時モニタリングを実施する。

2 緊急時モニタリング等の実施

(1) 情報収集事態の環境放射線モニタリング

県は、固定モニタリングポストの稼働状況を確認し、異常がある場合には、可搬式モニタリングポストの設置や修理等を行い、平常時モニタリングを継続する。

(2) 警戒事態の環境放射線モニタリング

県は、国から警戒事態発生連絡を受けた場合には、県内全域において平常時のモニタリング(空間放射線量率)を強化し、結果を取りまとめ、国に連絡する。また、県は、緊急時モニタリングに必要な準備を直ちに行う。

さらに、県は、関係機関と連携し、モニタリングデータの共有を行う。

(3) 初動段階の緊急時モニタリング

県は、施設敷地緊急事態に該当する事象の通報があった場合は、以下の考え方に基づき、初動段階の緊急時モニタリングを実施する。

また、その結果を取りまとめ、国の統括の下設置された緊急時モニタリングセンターに報告するとともに、近隣県におけるモニタリング結果の情報収集を行う。

【初動段階の緊急時モニタリング実施の考え方】

県は、施設敷地緊急事態に該当する事象の通報があった場合は、第一段階モニタリングとして、県内への影響の全体像を把握するため、あらかじめ定めたモニタリングルートによる県全域の速やかなモニタリングを実施する。

また、その結果を基に、モニタリング地点・ルートの見直しを行い、避難等の防護措置の要否の境界線となる地域で重点的な第二段階モニタリングを行う。

これらの結果を踏まえ、避難等の対策実施地域の特定を行うものとする。

(4) 緊急時モニタリング実施計画策定後の緊急時モニタリング

国により緊急時モニタリング実施計画が策定された場合は、当該計画に基づくモニタリングを実施し、その結果を緊急時モニタリングセンターに報告するなど、関係機関と密接に連携し、必要な支援を要請する。

また、これに支障のない範囲で必要に応じ県独自のモニタリングを実施する。

3 国による緊急時モニタリング実施計画の策定とその改定への参画

国は、施設敷地緊急事態に該当する事象の通報があった段階で、周辺住民の居住の分布及び地形を考慮し、事故の状況及び気象予測を参考に、指針に基づき、「緊急時モニタリング実施計画」を策定するものとされている。

国は、原子力施設の状況、放射線状況及び防護措置の実施状況等に応じて、緊急時モニタリング実施計画を適宜改定することとされており、県は、緊急時モニタリングセンターを通してこの改定に協力するとともに、必要な支援を要請する。

4 モニタリング結果の共有及び公表

県は、国と連携し、モニタリングの結果及びその総合的な評価を共有するとともに、その内容を市町村その他関係機関に連絡する。

また、ホームページに結果を掲載し、報道機関に情報提供する等、速やかな公表を行う。

5 緊急時における公衆の被ばく線量の把握

県は、施設敷地緊急事態に該当する事象の通報がなされた場合は、国及び指定公共機関と連携し、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、発災後一カ月以内を目途に緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの把握を行うとともに、速やかに外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行う。

第4章 原子力災害中長期対策

第2節 環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表

県は、原子力緊急事態解除宣言後、復旧に向けて以下の判断等を行うため、国、市町村、原子力事業者及びその他モニタリング関係機関と協力して環境放射線モニタリングを行い、放射線量及び放射性物質濃度の継時的変化を継続して把握し、その結果を速やかに公表する。

- ・避難区域見直し等の判断を行うこと
- ・被ばく線量を管理し低減するための方策を決定すること
- ・現在及び将来の被ばく線量を推定すること

県は、原子力事業者に対し、環境放射線モニタリングに必要な防災資機材の貸与や原子力防災要員の派遣を要請する。

第5章 複合災害対策

第2節 災害事前対策

2 モニタリング機能の確保

県は、他の災害により固定型モニタリングポストが機能しなくなることを想定し、可搬型サーベイメータ等の可搬型放射線測定機器の整備の充実を図る。

第3節 災害応急対策

6 防災設備・機材の損壊時の対応

(1) モニタリング設備

県は、自然災害によるモニタリングポストの損壊や通信機能寸断のため、モニタリングポストデータの収集ができなくなったときは、緊急時モニタリングマニュアルに基づく移動モニタリングルートの見直しを行い、可搬型測定器等によりモニタリングポストデータの補完を行うものとする。